

関係図書の記載について

1. 標識の設置及び記載方法について

(1) 標識の設置にあたっては、次の点に留意してください。

- ①標識は、白地に黒書きとするなど、見えやすいものとしてください。
- ②標識は、地面から標識下端までの高さをおおむね1 mとしてください。
- ③2以上の道路に敷地が接する場合は、それぞれの道路に面した部分に標識を設置してください。
- ④標識は、設置者が適切に維持管理してください。

(2) 標識の記載方法について

- ①建築物の名称欄は、未定の場合は「(仮称) ○○○」のように記載してください。
- ②用途の欄は「店舗」、「共同住宅」等、建築基準法による表現としてください。
- ③基礎の工法欄はメーカーの固有名詞ではなく、一般的に使用されている工法名を記載してください。
- ④工事監理者、工事施工者が未定の場合は、「未定」と記載し、設置期間中に決定したときは標識の記載事項を訂正してください。
- ⑤連絡先は、原則、建築主又は設計者のいずれかとしてください。

2. 中高層建築物の建築に関する届出書について（添付書類等）

- ①標識の設置状況写真は、標識の記載事項が判読できる近景と設置状況がわかる遠景とし、標識の設置が2か所以上の場合は、それぞれの標識について写真を添付してください。なお、デジタルカメラにより撮影し、印刷したものも可とします。
- ②建築計画書及び誓約書の工事監理者、工事施工者が未定の場合は、「未定」と記入し、決定したときは同様式により届出をしてください。
- ③建築計画書の「その他の計画」欄の「その他」には計画上配慮したことを記載してください。下記の事項等、特に近隣との関係で配慮した点がありましたら図面、文書等自由な方法で表現し提出してください。
 - ・敷地外を含めた駐車場及び駐輪場について
 - ・ごみ集積所について（事前に市の環境衛生課と協議をしてください。）
 - ・管理体制について
 - ・周辺環境との調和について
 - ・その他
- ④添付図面の縮尺は以下の項目を目安としてください。
 - ・附近見取図 1/2, 000~1/5, 000
方位、目印となる建物の名称、道路等を記載してください。
近隣住民の対象範囲を記載してください。
 - ・配置図 1/100~1/500
建築物の位置、駐車スペース、車輛進入場所、取付道路、ごみ集積所、フェンス等について表示してください。

- ・各階平面図 1/100～1/300
説明に支障がない場合は、間取りの記載を省略することができます。
- ・立面図 1/100～1/300
正面及び側面の2面以上とし、外壁面及び屋上に設ける広告物についても表示してください。
- ・断面図 1/100～1/300
- ・日影図 1/100～1/500
建築基準法施行規則第1条の3第1項表1（る）項の事項に基づいて作成してください。
- ・電波受信障害予測地域図 1/1,500～1/2,500
電波受信障害予測地域の調査は（社）日本CATV技術協会その他、同等以上の経験及び技術的能力を有する者が行ってください。

3. 事前説明等報告書の提出について

（1）指導要綱第8条第2項の事前説明等報告書は次の場合に提出してください。

- ①建築主等が戸別訪問により説明又は措置を行ったとき
- ②建築主等が説明会を開催して説明又は措置を行ったとき
- ③建築主等と近隣住民の代表又は自治会と協議をしたとき
- ④説明のための説明文を配付したとき

（2）事前説明等報告書には次の資料を添付してください。

- ①戸別訪問又は説明文の配付日及び範囲
- ②戸別訪問又は説明文配付後の近隣住民からの申出等
- ③説明会の開催日時、場所及び説明会開催の近隣住民への周知方法
- ④説明会参加者名簿、説明内容及び質疑に関する議事録
- ⑤建築主等と近隣住民の代表又は自治会と協議を行ったときは、前記の説明会による場合の③及び④に準じた資料
- ⑥配付した資料